

石川町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自ら居住するために町内の空き家の改修、住環境整備又は建替えに伴う除却を行う者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で石川町空き家リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内に存する空き家の利活用を促進し、定住人口及び交流人口の拡大並びに良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）が購入、賃借、相続その他の方法により取得し、又は使用する町内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）であつて、補助対象者が使用することとなる前において居住その他の使用がなされていないことが常態であつたものをいう。ただし、地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 補助対象物件 補助金の交付を受けて改修若しくは住環境整備を行う空き家又は空き家を除却した後に同一敷地内に新築する住宅をいう。
- (3) 定住 補助対象者が補助対象物件に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、定住開始日から起算して3年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (4) 定住開始日 改修又は住環境整備を行った空き家に定住を開始したことが確認できる住民票の異動日その他町長が認める日をいう。ただし、既空き家居住者にあつては補助対象事業が完了した日とし、建替えに伴う除却の場合にあつては除却後に新築した住宅に定住を開始したことが確認できる住民票の異動日その他町長が認める日とする。
- (5) 移住者 県外から町内へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。なお、交付申請の日から遡って原則2年以内に県外から県内の市町村へ住民票を異動した後、町内へ住民票を異動し、又は異動しようとする者を含み、補助を受けようとする空き家に既に居住している者を除く。

- (6) 子育て世帯 交付申請時において、子ども及びその子を養育する者からなる世帯をいう。
- (7) 子ども 交付申請時において 18 歳以下（18 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日を経過した者を除く。）で就労していない者又は交付申請時において妊娠中の子（母子健康手帳等により確認でき、出生以降に同居するものに限る。）をいう。
- (8) 新婚世帯 交付申請時において、婚姻の届出から 5 年以内であり、かつ、夫婦のいずれかが 39 歳以下である世帯をいう。
- (9) 避難者 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく指示により設定された警戒区域等又は特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。
- (10) 被災者 東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害を受けた者であって、市町村が発行する罹災証明書等により当該被害を確認できるものをいう。
- (11) 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の 4 月 1 日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している者をいう。
- (12) 県費補助対象者 福島県空き家対策総合支援事業補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たす者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 移住者

イ 子育て世帯に属する者

ウ 新婚世帯に属する者

エ 避難者

オ 被災者

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者又は補助金の交付決定を受けた日から 1 年以内に補助対象物件に定住する者であること。
- (2) 補助対象物件に 3 年以上定住する意思を有すること。
- (3) 石川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。ただし、町外に住所を有する者を含む場合にあっては、当該者が現に住所を有する市区町村の市区町村税等を滞納していないこと。

(5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付を適当でないとする者は、補助対象者としてしない。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1から別表第3までに定めるところによる。

2 補助対象経費は、別表第4に定める補助対象外経費を含まない補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 補助対象経費に国、県、町その他の団体から交付される補助金等が含まれる場合は、当該補助金等の交付対象となる経費を補助対象経費から除くものとする。ただし、県から交付される補助金（以下「県費」という。）又は国から交付される補助金（以下「国費」という。）を町の財源として活用する場合における当該県費又は国費については、この限りでない。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 補助対象事業は、原則として交付決定後に着手し、当該交付決定を受けた日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(併用の制限)

第5条 補助対象者は、建替え除却事業について、石川町老朽危険空き家等除却事業費補助金その他同一の除却を対象として申請者に直接交付される補助金等と併用して、補助金の交付を受けることはできない。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、補助対象事業の内容、補助対象物件の状況、定住予定その他町長が必要と認める事項について、町長に事前相談を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石川町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書又は費用の内訳が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象事業の内容が分かる図面、仕様書、施工箇所の写真その他町長が必要と認める書類
- (3) 補助対象物件の位置図及び現況写真
- (4) 補助対象物件の所有又は使用に関する契約書、贈与契約書、登記事項証明書その他権利関係を確認できる書類の写し
- (5) 建築基準法その他関係法令に適合する建築物であることを証する書類
- (6) 賃借又は使用貸借により補助対象物件を使用する場合は、所有者の承諾書及び必要な契約書等の写し
- (7) 町内に住所を有さず、補助金の交付決定を受けた日から1年以内に補助対象物件に定住する者について、転入予定申立書（様式第2号）その他定住予定を確認できる書類
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者について、市区町村税等の滞納がないことを証する書類
- (9) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (10) 県費補助対象者に該当する場合は、その要件を確認できる書類
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 県費又は国費を活用する見込みがある場合は、町長は、前項各号に掲げるもののほか、当該補助制度に必要な書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、石川町空き家リフォーム事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）又は石川町空き家リフォーム事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ石川町空き家リフォーム事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更がなく、かつ、補助対象事業の目的及び効果に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、石川町空き家リフォーム事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、契約書又は請書の写し、請求書及び領収書その他支払を確認できる書類の写し、施工前及び施工後の写真並びに町長が必要と認める場合における施工中の写真を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、補助対象事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、石川町空き家リフォーム事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、石川町空き家リフォーム事業費補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき、この要綱等に違反したとき、定住開始日から起算して3年未満で補助対象物件に定住する要件を満たさなくなったとき、建替え除却事業において、補助対象事業の完了から原則1年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅を建築し、当該住宅に定住しなかつ

たとき、その他町長が補助金の交付を適当でないと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、災害、疾病、転勤その他やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還額の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(定住状況の報告等)

第15条 補助事業者は、町長が必要と認めるときは、定住開始日から起算して3年間、補助対象物件への定住状況について報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告を確認するため必要があると認めるときは、住民基本台帳その他必要な資料を確認し、又は補助事業者に資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 第4条第5項及び第7条第1項の規定にかかわらず、令和8年度に限り、交付申請後であって交付決定前に着手した補助対象事業についても、町長が必要と認める場合は、補助の対象とすることができる。この場合において、交付決定前の着手は補助金の交付を約するものではなく、審査の

結果、補助金を交付しないことがあり、交付決定前に着手しようとする場合にあっては、当該着手前に第7条第1項に規定する石川町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

改修事業

区分	内容
補助対象事業	補助対象者が、自ら居住するために購入又は賃借した空き家を改修する事業
主な補助要件	1 賃貸事業用の空き家でないこと。 2 改修後に併用住宅とする場合は、延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供すること。 3 建築基準法その他関係法令に適合する建築物であること。 4 賃借した空き家を改修する場合は、所有者の承諾を得ていること。 5 既空き家居住者も対象とする。
補助対象経費	空き家の改修に要する費用（下記「参考」の例による）。ただし、別表第 4 に掲げる対象外経費を除く。
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、1 5 0 万円を限度とする。
県費等を活用する場合の取扱い	県費補助対象者に該当する場合は、福島県空き家対策総合支援事業補助金交付要綱に定める空き家の改修等の要件を満たすこと。

参考：空き家の改修に要する費用の例

※次表は補助対象経費の例示であり、個別の補助対象可否は、工事内容、設置方法、建築物との一体性その他の事情を踏まえて町長が判断する。

分類	補助の対象とするもの ○リフォーム工事と同時に施工・設置する必要のあるもの	補助の対象としないもの ○リフォーム工事後でも設置・転用が容易なもの ○生活を送る上で必須ではない工事・設備	備考	
建築関係	・工事に必要な仮設工事 ・間取りの変更工事 ・バリアフリー工事 ・断熱・防湿工事	・撤去工事 ・内外装工事 ・耐震補助工事 ・防蟻工事	・防音室工事 ・インフラ事業者が実施する工事	工事に必要な電力申請費、水道申請費も補助の対象となります。
建具関係	・雨戸 ・窓（ペアガラス）、網戸、二重サッシ ・戸、可動間仕切り、障子、ふすま	・カーテン、ブラインド、パーティションなどの簡易な間仕切り		
水廻り関係	・システムキッチン（一体の IH クッキングヒーター・食器洗い乾燥機含む） ・ユニットバス（一体の浴室換気乾燥機能含む） ・レンジフード ・トイレ本体	・洗面台 ・給湯器	・据置き型のガスコンロ、IH クッキングヒーター、オープンレンジ、食器洗い乾燥機 ・暖房衣類乾燥機 ・湯沸かし器	
冷暖房設備関係	・埋め込み型のエアコン ・エアコン設置箇所へのコンセント配線などの電気配線工事、スリーブ工事 ・暖炉、床暖房	・ルームエアコン、ウインドエアコン ・除湿器、加湿器 ・薪ストーブ、ペレットストーブ、FF 式ストーブ、石油ファンヒーター		
電気設備関係	・照明器具設置に係る電気配線工事 ・ダウンライト ・換気扇、給気口	・コンセント設置	・取り外し可能な照明器具、電球 ・全熱交換器 ・TV/BS アンテナ ・太陽光発電、蓄電システム ・インターネット回線工事	
その他	・給湯器（高効率給湯器を含む） ・造り付けの棚、収納 ・下水接続	・浄化槽 ・上水引き込み	・外構工事 ・雨水貯留タンク ・物置小屋 ・電気自動車充電設備 ・駐車場、ガレージ、カーポート	

別表第 2（第 4 条関係）

住環境整備事業

区分	内容
補助対象事業	補助対象者が、自ら居住するために購入又は賃借した空き家について、居住に必要なハウスクリーニング、残置物処分、庭木の剪定、除草その他住環境の整備を行う事業
主な補助要件	1 賃貸事業用の空き家でないこと。 2 空き家の購入又は賃借後に持ち込まれた物品の処分でないこと。 3 県費を活用する場合は、原則として改修事業と併せて行うものに限る。
補助対象経費	1 空き家のハウスクリーニングに要する費用（内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。） 2 残置物の処分に要する費用 3 敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用 ただし、別表第 4 に掲げる対象外経費を除く。
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、30 万円を限度とする。
県費等を活用する場合の取扱い	県費補助対象者に該当する場合であっても、改修を伴わず住環境整備のみを行う場合は、県費の対象外とし、町単独補助として取り扱う。

別表第3（第4条関係） 建替え除却事業

区分	内容
補助対象事業	補助対象者が、自ら居住する住宅を建築するために、購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家を除却する事業
主な補助要件	1 建替えを伴う除却であること。 2 補助対象事業の完了から原則1年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む。）を建築し、定住すること。 3 補助対象者が空き家の所有者でない場合は、当該空き家の所有者その他権利者から除却の承諾を得ていること。 4 既空き家居住者は対象外とする。
補助対象経費	1 空き家及び同一敷地内に存する附属建築物の解体に要する費用 2 残置物の処分に要する費用 3 敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用 ただし、別表第4に掲げる対象外経費を除く。
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内の額とし、80万円を限度とする。
県費等を活用する場合の取扱い	県費補助対象者に該当する場合は、福島県空き家対策総合支援事業補助金交付要綱に定める空き家の除却の要件を満たすこと。

別表第4（第4条関係）

対象外経費

事業区分	対象外経費
共通	1 補助対象事業に直接関係しない経費 2 申請者又はその親族その他個人に対して支払う労務費等 3 補助対象者が自ら施工又は処分する場合において、支出及び内容を確認できない経費 4 併用住宅における住宅部分以外に係る経費 5 町長が補助対象として適当でないと認める経費
改修事業	1 調査、設計及び工事監理に係る費用 2 増築工事に係る費用 3 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用 4 リフォーム工事後でも設置又は転用が容易な備品、家電、家具等の購入費 5 生活を送る上で必須ではない工事又は設備に係る費用
住環境整備事業	1 移動可能な家具、家電その他残置物自体の清掃に係る費用 2 改修工事に含まれる施工後の清掃に係る費用 3 空き家の購入又は賃借後に持ち込まれた残置物等の処分に係る費用
建替え除却事業	1 調査、設計及び工事監理に係る費用 2 空き家の購入、賃借、相続又は受贈後に持ち込まれた残置物等の処分費用 3 解体後に行う残置物等の処分費用 4 空き家の解体後に行う新築工事又は造成工事に要する費用

石川町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

石川町長

申請者 住所
氏名
電話番号

石川町空き家リフォーム事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
補助対象経費	金 円
交付申請額	金 円
着手予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日
県費等の確認 ※町記入	☐ 県費補助対象者に該当する可能性あり ☐ 町単独補助として申請
備考	

また、私と世帯員に関する次の事項について、補助金の交付決定及び取り消しに必要と認める場合に、町職員が関係機関へ調査・照会することに同意します。

- 1. 住民基本台帳に関する事項
- 2. 町税の滞納に関する事項

添付書類チェック欄

確認	提出書類	対象	備考
☐	補助対象事業に係る見積書又は費用の内訳が確認できる書類の写し	全員	見積額・工事内容が分かるもの
☐	補助対象事業の内容が分かる図面、仕様書、施工箇所の写真等	全員	住環境整備のみの場合は内容が分かる資料
☐	補助対象物件の位置図及び現況写真	全員	外観、対象箇所
☐	補助対象物件の所有又は使用に関する契約書、贈与契約書、登記事項証明書等	全員	売買・賃貸・権利関係の確認
☐	建築基準法その他関係法令に適合する建築物であることを証する書類	全員	建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し 又は 改修事業の施工者等が適合を証する書類等
☐	所有者の承諾書及び必要な契約書等の写し	該当者	賃借又は使用賃借の場合
☐	転入予定申立書（様式第 2 号） 及び 現に住所を有する市区町村における市区町村税等の滞納がないことを証する書類	転入予定者	交付決定後 1 年以内の定住予定を確認
☐	誓約書兼同意書（様式第 3 号）	全員	定住、滞納、暴力団排除、返還等
☐	県費補助対象者であることを確認できる書類	該当者	移住、子育て、新婚、避難、被災等
☐	建替え除却に係る所有者その他権利者の承諾書	該当者	申請者が空き家所有者でない場合
☐	その他町長が必要と認める書類	該当者	町から求められた場合

転入予定申立書

令和 年 月 日

石川町長

申立者
住所
氏名
電話番号

私は、石川町空き家リフォーム事業費補助金の交付申請にあたり、下記のとおり石川町へ転入し、補助対象物件に定住する予定であることを申し立てます。

記

1 転入予定先

所在地 石川町

2 転入予定日

令和 年 月 日

3 定住予定

補助対象物件に、定住開始日から起算して3年以上生活の本拠を置く予定です。

4 確認事項

次の事項を確認し、同意します。

- （1） 補助金の交付決定を受けた日から1年以内に補助対象物件に定住すること。
- （2） 正当な理由なく期限内に定住しない場合は、補助金の交付決定の取消し又は返還の対象となること。
- （3） 町が必要に応じて、住民基本台帳その他必要な資料により転入及び定住状況を確認すること。
- （4） 申立内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定の取消し又は返還の対象となること。

以上

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

石川町長

住所

氏名

確認	誓約・同意事項	備考
☐	申請内容及び添付書類の内容に虚偽がないことを誓約します。	
☐	補助対象物件に 3 年以上定住することを誓約します。	
☐	申請者及び同一世帯員に町税等の滞納がないことを誓約し、町が確認することに同意します。	町外居住者は現住所地の税証明を添付
☐	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓約します。	
☐	町が補助金の審査、交付、定住状況確認、返還事務等に必要な情報を確認することに同意します。	
☐	返還事由に該当した場合は、町の指示に従い補助金を返還することに同意します。	

石川町空き家リフォーム事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

石川町長

令和 年 月 日付けで申請のあった石川町空き家リフォーム事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
補助対象経費	金 円
交付決定額	金 円
備考	

石川町空き家リフォーム事業費補助金不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

石川町長

令和 年 月 日付けで申請のあった石川町空き家リフォーム事業費補助金について、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
不交付の理由	
備考	

石川町空き家リフォーム事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

石川町長

住所

氏名

交付決定を受けた事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

交付決定年月日・番号	令和 年 月 日付け 第 号
補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
申請区分	☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止
変更前の内容	
変更後の内容	
変更・中止・廃止の理由	
補助対象経費	変更前 金 円 変更後 金 円
交付決定額	変更前 金 円 変更後 金 円

添付書類チェック欄

確認	提出書類	対象	備考
☐	変更後の見積書又は変更内容が分かる書類	変更の場合	補助額変更の有無を確認
☐	変更箇所の図面、仕様書、写真等	変更の場合	必要に応じて添付
☐	中止又は廃止の理由が確認できる書類	中止・廃止の場合	任意様式可
☐	その他町長が必要と認める書類	該当者	町から求められた場合

様式第 7 号（第 10 条関係）

石川町空き家リフォーム事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

石川町長

住所
氏名

補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日・番号	令和 年 月 日付け 第 号
補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
事業完了日	令和 年 月 日
補助対象経費	金 円
交付決定額	金 円
備考	

添付書類チェック欄

確認	提出書類	対象	備考
☐	契約書又は請書の写し	全員	契約内容・金額を確認
☐	請求書の写し	全員	内訳が分かるもの
☐	領収書その他支払を確認できる書類の写し	全員	振込明細等も可
☐	施工前及び施工後の写真	全員	同一箇所の比較ができるもの
☐	施工中の写真	該当者	町長が必要と認める場合
☐	建替え除却後の新築・定住予定を確認できる書類	建替え除却	建築確認、契約書、工程表等
☐	その他町長が必要と認める書類	該当者	町から求められた場合

※実績報告書は、完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに提出してください。

石川町空き家リフォーム事業費補助金額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

石川町長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった石川町空き家リフォーム事業費補助金について、次のとおり額を確定したので通知します。

補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
補助対象経費	金 円
交付決定額	金 円
確定額	金 円
備考	

様式第9号（第12条関係）

石川町空き家リフォーム事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

石川町長

住所

氏名

石川町空き家リフォーム事業費補助金について、次のとおり請求します。

補助対象事業	☐ 改修事業 ☐ 住環境整備事業 ☐ 建替え除却事業
補助対象物件所在地	石川町
交付決定額	金 円
確定額	金 円
今回請求額	金 円
振込先	金融機関名 支店名 種別 ☐ 普通 ☐ 当座 □座番号 □座名義（カナ）
備考	